

日ごとに寒さが身にしみる頃となってまいりましたが、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のことと存じます。2学期も、保護者の皆様に御理解、御協力をいただき、各学科、各学年において、現場実習をはじめとする進路行事を行うことができております。

今回の進路便りでは、『障害基礎年金』についてお伝えいたします。

障害基礎年金について

20歳から年金の支給が受けられます

『障害基礎年金』は、生まれつき障害のある方で、その障害が年金受給の対象となると認められた場合、20歳からが支給されます。

障害基礎年金についての ○×クイズ

問題① 何もしなくても障害基礎年金は自動的に振り込まれる

問題② 申請するためには、愛の手帳が必要だ

問題③ 障害基礎年金の申請書類は、「診断書」と「履歴書」である

(答え ① ×...申請が必要です ② ×...なくても申請はできます ③ ×...診断書と「**申立書**」です)

障害基礎年金の申請について、いまから少しずつ、御準備を進めていただければ幸いです。

<障害基礎年金の受給金額について>

		重い	軽い
国民年金	障害基礎年金 1級	障害基礎年金 2級	
	1,020,000円/年 (月額85,000)	816,000円/年 (月額68,000)	
	子の加算	子の加算	
	第1子・第2子: 各234,800円 (月額19,567) 第3子以降: 各78,300円 (月額6,525)	第1子・第2子: 各234,800円 (月額19,567) 第3子以降: 各78,300円 (月額6,525)	

※障害の程度は医師が作成した診断書(障害年金用診断書)等により、日本年金機構が審査することになります。等級は身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の等級とは異なります。

① 相談の前に 以下のことなどについて整理、御準備いただくと相談がスムーズです。

- ・氏名、生年月日、住所等 ・傷病名
- ・初診日、発病した時期 ※ 知的障害は、生年月日が「初診日」となり、初診日の確認は不要です。発達障害は、はじめて受診した日が初診日です。
- ・病院の履歴、治療経過、医師からの指示 ・具体的な症状の個所、具合
- ・具体的に日常生活で不便に感じていること ・請求者本人の請求意思の有無
- ・愛の手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳
- ・診察券、医療機関の領収書、お薬手帳、母子手帳など

② 相談について 相談は各区の国民年金係まで ※江東区の場合「区役所年金係」

※相談時に各要件を確認のうえ、請求のための必要書類が配布されます

- ・本人確認書類（交付されている方は「愛の手帳」「身体障害者手帳」「精神保健福祉手帳」なども）をお持ちのうえ、本人の症状を把握している御家族が相談に行ってください。
- ・診察券、医療機関の領収書、お薬手帳、母子手帳など受診歴の手がかりになるものがありましたら持参してください。

③ 請求書類の提出

- ・「受診状況等証明書」（初診日証明）
- ※ 知的障害は、生年月日が「初診日」となり、初診日の確認は不要です。
発達障害は、はじめて受診した日が初診日です。
- ・「診断書」（障害認定日、請求日現在の症状）※医師が作成
- ・「病歴・就労状況等申立書」 ※本人、（御家族）が作成
- ・その他の書類（「住民票」「戸籍謄本」「本人の所得証明」等）は上記の主要な書類が揃ってから準備をしてください。（住民票は1ヶ月以内）

④ 日本年金機構による審査 （認定医による障害の程度の判定）

⑤ 審査結果の送付

3か月程度で日本年金機構から決定通知書または不支給決定通知書が送付されます。
支給が決定した方には「年金証書」が交付され、その後年金の支給が開始されます。

<保護者の皆様の気持ちの準備として>

- ・診断書を書いてもらう主治医の先生（年金請求の診断書を書いたことのある方）を見つけておいてください。主治医の先生との信頼関係は大事です。少なくとも半年から1年は通院が必要になります。日常生活の困難さを医師へ伝えておいてください。
- ・就労先との良好な関係を築いておきましょう。就労先に意見書を書いてもらうこともあります。
- ・「病歴・就労状況等申立書」の記入の準備をしておきましょう。
- ・記入などが難しいと感じたときは、社会保険労務士の活用（費用がかかりますが）も視野に入れてみてください。